

1. 商品名	・定期積金 (愛称: スーパー積金)
2. 販売対象	・個人および法人 (団体を含む)
3. 期間	・6ヶ月以上7年以内
4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	・契約期間内で掛金を分割受入れ ・1回あたり100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・期間に応じた当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算。 ・個人のお客様は20% (国税15%、地方税5%) 【注】の分離課税 法人のお客様は総合課税となります。 【注】平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 ・金利は、店頭の金利表示ボード等に表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の場合は、総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による受入れができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「定期積金規定」に定める中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度	・この貯金は貯金保険制度による保護の対象となり、当会の他の一般貯金と合わせ元本1,000万円とその利息が保護されます。
11. 相互援助制度	・当会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっています。
12. 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等 (以下「苦情等」といいます。) につきましては、営業日の9時から17時まで、当会本支店・代理店または総務部 (TEL: 082-247-2301) にお申し出ください。当会では、規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ・JFマリンバンク広島県相談所 (以下「県相談所」といいます。) (TEL: 082-247-2301) でも、金融機関営業日の9時から17時まで、苦情等を受け付けています。 ※ 詳しくは、当会ホームページをご覧ください。か、当会本支店・代理店または総務部 (TEL: 082-247-2301) にお問い合わせください。
13. 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所 (TEL: 03-3294-9670) を通じて、弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当会ホームページをご覧ください。か、当会本支店・代理店または総務部 (TEL: 082-247-2301) にお問い合わせください。 ・次の東京・第一東京・第二東京の三弁護士会 (以下「東京三弁護士会」といいます。) については、お客様が直接東京三弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○ 東京弁護士会 紛争解決センター (TEL: 03-3581-0031) ○ 第一東京弁護士会 仲裁センター (TEL: 03-3595-8588) ○ 第二東京弁護士会 仲裁センター (TEL: 03-3581-2249) ・東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で次の手続きを進める方法もあります。 ①現地調停: 東京三弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ②移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 ※ 現地調停、移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は、県相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
14. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合は、遅延期間に相当する期間、満期日を繰り延べるか、または、約定利回りにより計算した遅延利息をいただきます。(平均遅延日数6日以上のもの) ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、約定利回りによる先払割引金を満期日に計算します。(平均先払日数6日以上のもの) ・満期日以降の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。